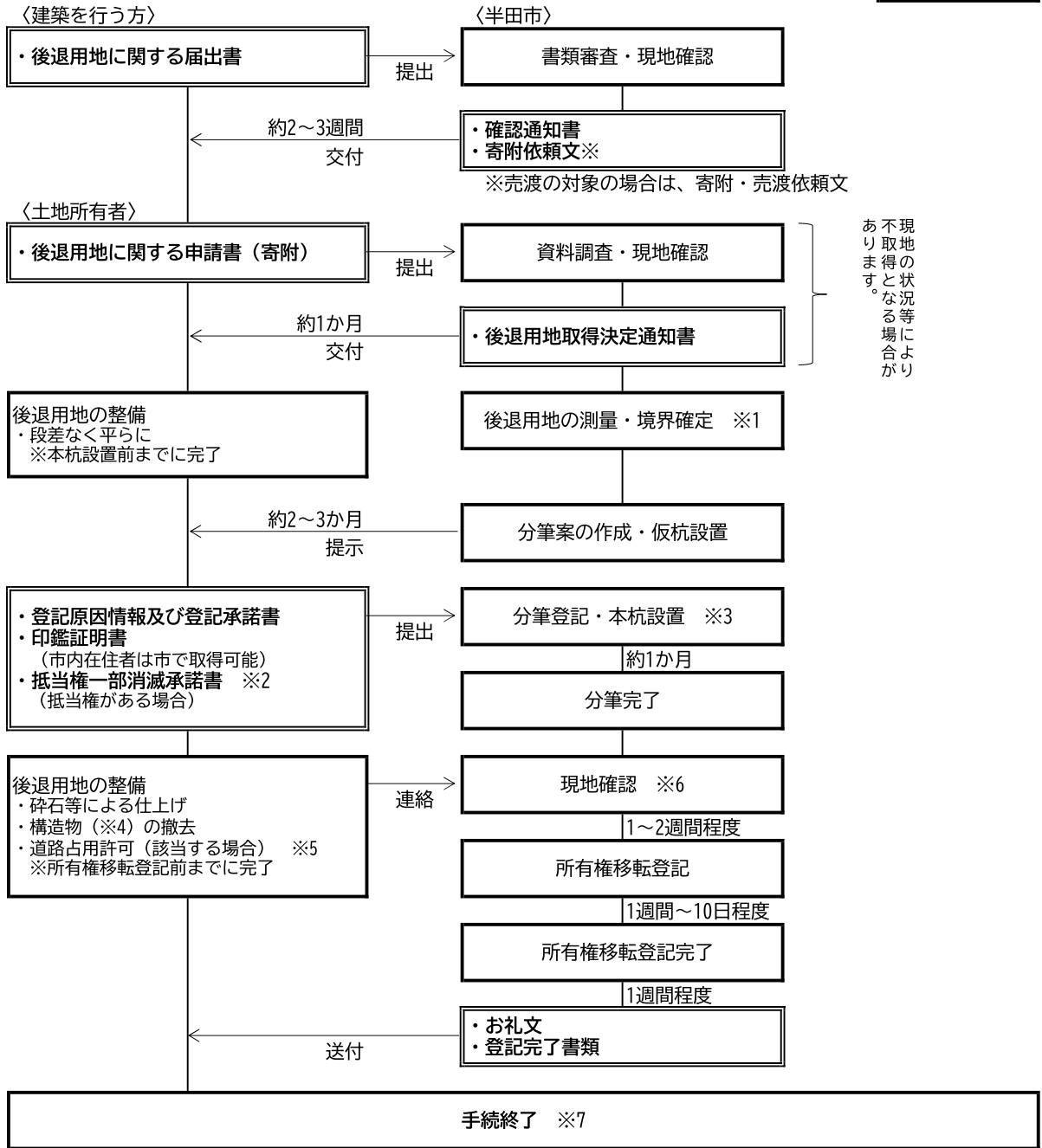


書類  
手続き



不  
取  
地  
の  
状  
況  
等  
に  
よ  
り  
あ  
り  
ま  
す。

- ※1 測量分筆については、予算の都合により翌年度(4月)以降になる場合があります。土地の境界が未確定の場合は、境界確定から行います。自己負担で分筆を行う場合は、事前に分筆案を提出し、市の承認を得てから行ってください。
- ※2 後退用地部分のみ抵当権を抹消するための、金融機関から土地所有者あての承諾書です。提出できない場合は、分筆後、自己負担で抵当権の抹消登記を行う必要があります。
- ※3 杭は寄附後の官民境界にのみ設置します。隣地境界等の杭はご自身で設置してください。
- ※4 止水栓、水道メーター、汚水ます、塀、土留めなど
- ※5 後退用地部分に雨水排水管を埋設する場合は、道路占用許可が必要です。道路占用許可には、排水管にコンクリート巻きが必要になります。詳細は土木課にお尋ねください。
- ※6 後退用地部分に構造物や段差がないか、寄附後の官民境界杭があるか、などを確認します。
- ※7 後退用地の整備は、随時行っていきますが、それまでの間移転登記時の状態でお待ちいただくこととなります。